

VI. 透明化に向けた取組

1. 事業の新規採択時評価の実施

住宅局所管事業の新規採択時評価については、費用対効果分析を含む総合的な評価を各事業毎に実施。

【新規採択主要箇所と費用便益比】

○住宅地区改良事業

| 箇所名 | 費用便益比 |
|---|-------|
| <small>おおやくちかみまち</small> 大谷口上町地区（東京都板橋区） | 1. 2 |

○住宅宅地関連公共施設等総合整備事業

| 箇所名 | 費用便益比 |
|---|-------|
| <small>しんでん</small> 新田地区（東京都足立区・北区） | 8. 8 |
| <small>うらわとうぶ</small> 浦和東部第一（埼玉県さいたま市） | 2. 7 |

○住宅市街地整備総合支援事業

| 箇所名 | 費用便益比 |
|--|-------|
| <small>こすぎ</small> 小杉駅周辺地区（神奈川県川崎市） | 1. 3 |
| <small>ふでがまき</small> 筆ヶ崎地区（大阪府大阪市） | 1. 4 |

○密集住宅市街地整備促進事業

| 箇所名 | 費用便益比 |
|---|-------|
| <small>にしだいいちちようめきた</small> 西台一丁目北地区（東京都板橋区） | 1. 8 |
| <small>おおくら</small> 大蔵地区（兵庫県明石市） | 1. 1 |

○市街地再開発事業

| 箇所名 | 費用便益比 |
|---|-------|
| <small>みたこやまちょう</small> 三田小山町地区（東京都港区） | 3. 6 |
| <small>たまで</small> 玉出地区（大阪府大阪市） | 2. 0 |

- 公営住宅等については、平成12年度からの統合補助金化により、配分は都道府県別に、額、戸数のみを配分し、個別の箇所付けは行わないため、現段階で新規採択時評価は行わず、都道府県が具体的な箇所付けを決定する時点で行うこととしている。

注）費用便益比の計測手法は各事業毎に異なるため、事業をまたがっての比較はできない。

2. 事業の再評価の実施

平成13年7月に策定された再評価実施要領に基づき、事業途中段階の再評価を実施。

【再評価対象事業】

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業等
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間を経過した時点で経過中又は未着工の事業
- ⑤ 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の必要が生じた事業

| 事業名 | 評価対象事業数 | 再評価結果 | 参考 |
|-------------------|---------|--------|----|
| 公営住宅整備事業 | 5 | 全て事業継続 | |
| 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業 | 18 | 全て事業継続 | |
| 住宅市街地整備総合支援事業 | 3 | 全て事業継続 | |
| 密集住宅市街地整備促進事業 | 6 | 全て事業継続 | |
| 市街地再開発事業 | 1 | 事業継続 | |
| 都市基盤整備 都備公団事業 | 3 | 全て事業継続 | |

3. 事業の事後評価の実施

平成11年度より試行している事後評価の実績を踏まえ、本格的導入に向けた検討を行う。

公営住宅については、工事完了後5年経過の団地について空家率及び事業の効果等の定性的評価による総合的な評価の試行を実施中。